



■これまでの経緯

■令和5年3月 改定経営戦略を公表。

主な内容：令和9年度より老朽化対策を推進したい。

■令和5年12月 この経営戦略の説明会を実施。全5か所。延べ13名の住民の方にお越しいただきました。

■令和6年2月 料金審議会の諮問。

■令和6年11月 料金審議会の答申。

■令和7年2月 答申内容と新料金案を議会説明。

■審議会への諮問

■水道事業から審議会へ意見を求めました。
その内容は・・・

・令和9年度からの蔵木・六日市地区での水道管更新を考えています。

・工事費用の捻出を図るため、水道料金の値上げをお願いせざるを得ません。

■諮問書の写しは次ページにあります。



吉水第 104 号
令和 6 年 2 月 16 日

吉賀町水道料金審議会
会長 様

吉賀町水道事業管理者 岩本 一巳

水道料金の改定について(諮問)

吉賀町水道料金審議会条例(平成 17 年 10 月 1 日吉賀町条例第 171 号)第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1. 諮問の内容

- (1) 水道料金の料金水準について
- (2) 水道料金の改定時期について

2. 諮問の趣旨

当町の水道事業は、集中投資が行われた昭和 50 年代から 40 年以上が経過しております。当町では、連日の報道にあるような大規模な断水被害は今のところ無いものの、施設や管路の老朽化が進行しており、予断を許さない状況になりつつあります。

今般、既にお示しました経営戦略で予定している、令和 9 年度から始める蔵木・六日市地区での大規模な水道管更新工事に伴い、更新工事費用の捻出と水道事業の安定的な運営を図るため、料金の値上げをお願いせざるを得ないとの判断に至りました。

今後も安心・安全な水道の提供を続けていくためには、老朽化施設の更新や管路の耐震化を計画的に進めていく必要があります。

よって、諮問事項について貴審議会のご意見を伺うものです。

■ 審議会からの答申

■ 審議の結果を次のとおり頂きました。

・ 料金値上げはやむを得ない。その値上げ幅は30%程度の増とし、料金体系と料金表は水道事業管理者の責任で判断されたい。

・ 改定時期は、住民周知を踏まえ、水道事業管理者の責任で判断されたい。

■ 附帯事項は4点

- ・ 国や県への財政支援要望の強化について
- ・ 町の支援の強化について
- ・ 周知の徹底について
- ・ 料金の検証・見直しについて

■ 答申書の写しは次ページにあります。

■ 答申を受けて

■ 当面の予定

・ 料金改定の議案を議会へ提出します。

時期：令和7年9月定例会を予定

内容：水道料金条例の料金表を改正するもの。

改定時期は令和9年5月使用分（7月請求分）からで検討中。

その理由は3点。

- ・ 工事の開始時期と合わせる。
- ・ 議決後～施行まで十分な広報期間を確保する。
- ・ 入退きの多い年度の変わり目を避ける。

令和6年11月27日

吉賀町水道事業管理者 岩本 一巳 様

吉賀町水道料金審議会 会長 山吹 薫

水道料金の改定について（答申）

令和6年2月16日付け吉水第104号で諮問のありました事項について、本審議会で審議を重ねた結果、附帯意見4点と附帯資料を添えて下記のとおり答申いたします。

記

1. 答申の内容

（1）水道料金の料金水準について

審議の結果、料金値上げはやむを得ないと判断した。

その値上げ幅は30％程度の増とし、料金体系と料金表は水道事業管理者の責任において、判断されたい。

（2）水道料金の改定時期について

改定時期は、住民周知を踏まえ、水道事業管理者の責任において判断されたい。

2. 附帯意見

（1）国や県への財政支援要望の強化について

当町は水道の供給上、不利な環境におかれている。地方の困窮した実態を踏まえ、補助金の補助率の向上や要件の緩和といった財政支援制度の拡充を、国や県、各関連団体に要望すること。

（2）町の支援の強化について

水道は、町全体で維持する、重要で無くてはならないライフラインである。将来も持続可能な運営を図るには、町からの支援も要望すること。

（3）周知の徹底について

値上げの際には、水道使用者だけでなく町民全体の理解が不可欠である。

特に料金水準が長い間、据え置かれてきた経緯もある。水道事業管理者は改定の理由や内容への理解を得られるよう、分かりやすい広報に努められたい。

（4）料金の検証・見直しについて

常にその料金水準が適切であるか、検証をされたい。社会情勢や水源の変化により、今回の改定に際して見込んだ収支が大きく乖離する場合は、町民への影響を第一に検証と見直しに努められたい。

3. 審議の経過と意見の整理

(1) 審議の前段

- ・ 現在の水道料金は平成20年度から変更されていない（消費税率の変更を除く）。
- ・ 水道は生活に欠くことの出来ないライフラインであり何としても維持する必要がある。
- ・ 厳しい経営環境でも老朽化対策を進めることは不可欠である。
- ・ 安直な値上げは許されない。高齢独居の方を始めとした経済的な影響は無視できない。

(2) 更新の計画

- ・ 最初、事務局には経営戦略以降の更新計画がない状態であった。
- ・ 町民から値上げへの理解を得るには全体計画が必要である。
- ・ 審議を重ね、事務局より全体的な施設や管路の更新の方向性の確認を得た。
- ・ 併せて事務局より、「今後の水道料金は5年毎に見直す方針」との説明を受けた。

(3) 財政シミュレーション

- ・ 令和14年度までの期間の推計10パターンを比較し、審議した。
- ・ 企業債の借入が増えた場合は、その返済で将来負担が増すことを確認した。
- ・ 値上げ幅を抑えた場合は、収支が均衡せず、料金回収率も改善幅が少なくなることを確認した。
- ・ 値上げを先送りした場合は、老朽化対策の工事が満足に出来なくなる状況になる。
- ・ これらの結果から、料金の値上げの必要性を確認した。

(4) 料金水準と国の補助

- ・ 水道が受けている国の補助、その要件に「料金水準が全国平均以上」というのがある。
- ・ 現在、全国の水道で料金値上げが続いており、今の料金水準を続けた場合は、数年先には補助が受けられなくなることを確認した。
- ・ 国の補助が無ければ水道管の更新も、後に控えている施設更新も行えなくなる。
- ・ 今後も国の補助金を受けるには、料金の値上げが必要となる。

(5) 審議の結果

- ・ 審議の終盤においても委員からは値上げへの反対意見が挙げられた。
- ・ しかし、本審議会では「老朽化対策を進めるには値上げはやむを得ない」と判断した。
- ・ 値上げ幅は、財政シミュレーションの結果から経営戦略どおりとし、現行から30%程度の増と判断した。
- ・ 本審議会において水道使用者への値上げの影響を見極めるのは困難である。
- ・ 改定時期は水道事業管理者の責において、町民への経済的な影響と周知期間を十分に考慮すること。
- ・ 本審議会での審議、答申は現在の経営戦略を基にした諮問に対して行ったものである。

以上

附帯資料

1. 諮問の背景について

「水道ビジョン」では平成32年度に20%、平成35年度に10%改定予定となっている。しかし、その改定は行われていない。事務局からは、町で初めての公営企業化による影響を見定め、経費削減や徴収率の向上による経営改善に取り組んでいたとの説明があった。

そのような中で、水道事業管理者は令和4年度に経営戦略の改定を行い、本審議会へは令和5年度に諮問された。その趣旨は令和9年度からの蔵木・六日市地区での大規模な水道管更新工事に伴い、更新工事費用の捻出と水道の安定的な運営のため、料金の値上げをお願いせざるを得ないとの趣旨であった。町の水道は、集中的に建設された昭和50年代から40年以上が経過した状況である。施設や管路の老朽化が進行し、予断を許さない状況である。

2. 審議会の開催状況

区分	開催日時	会場	内容
諮問 第1回	令和6年2月16日（金） 午前9：00～11：00	柿木庁舎 2階大会議室	会長・副会長選任、諮問、水道の状況、決算状況説明。
第2回	令和6年3月27日（水） 午後1：30～3：55	柿木庁舎 2階大会議室	まちづくり計画、水道ビジョン、広域化プラン、経営戦略、料金改定案説明。
第3回	令和6年4月24日（水） 午前9：30～11：40	柿木庁舎 2階大会議室	徴収率説明、諮問内容について審議。
第4回	令和6年6月26日（水） 午前9：30～11：45	柿木庁舎 2階大会議室	今後の更新計画、財政シミュレーション、諮問内容について審議。
第5回	令和6年7月10日（水） 午前9：30～11：15	柿木庁舎 2階大会議室	諮問内容について審議、答申（案）の検討。
第6回	令和6年7月29日（月） 午前9：30～10：55	柿木庁舎 2階大会議室	諮問内容について審議、答申（案）の検討。
第7回	令和6年8月9日（金） 午前9：30～9：50	柿木庁舎 2階大会議室	諮問内容について審議、答申（案）の検討。
答申	令和6年11月27日（水） 午前9：00より	六日市庁舎 応接室	答申。

3. 審議委員の名簿

会長 山吹 薫
委員 岩上 武史
委員 光長 勉

副会長 田村 正人
委員 水津 一盛
委員 山脇 裕子

（委員については五十音順）

■新料金案 ※税抜

- ・ 答申は「３０％程度の増改定」。そこで今は次のとおり検討しています。
- ・ 料金体系は今と同じ「基本料金」＋「２段階の従量料金」。
- ・ １６ｍｍは廃止。この区分の契約がないため。
- ・ 次の２項目は据置→学校用（教育に配慮） 臨時用（収支への影響少）

基本料金	口径 (mm)	現行 (円)	改定案 (円)	増加額 (円)	改定率 (%)
一般用	13	800	1,040	240	30.0%
	16	820	0	-820	-100.0%
	20	891	1,160	269	30.2%
	25	1,011	1,320	309	30.6%
	30	1,100	1,430	330	30.0%
	40	1,240	1,620	380	30.6%
学校用	50	2,351	3,060	709	30.2%
	75	3,000	3,900	900	30.0%
		3,075	3,075	0	0.0%

従量料金	水量 (m³)	現行 (円)	改定案 (円)	増加額 (円)	改定率 (%)
一般用	1～10	74	96	22	29.7%
	11～	123	160	37	30.1%

従量料金	水量 (m³)	現行 (円)	改定案 (円)	増加額 (円)	改定率 (%)
学校用	101～	123	123	0	0%
臨時用	1～	500	500	0	0%

■新料金案による影響

家計等への具体的な影響額（期別の請求額見込：2か月使用の場合）（税込）

	パターン	想定口径 (m m)	想定水量 (m³)	現行 (円)	改定案 (円)	増加額 (円)	改定率 (%)
	一般（単身世帯）	13	15	2,981	3,872	891	29.9%
	一般（2人世帯）	13	30	4,741	6,160	1,419	29.9%
	一般（3人世帯）	13	40	6,094	7,920	1,826	30.0%
	一般（4人世帯）	13	46	6,905	8,976	2,071	30.0%
	一般（5人世帯）	13	54	7,988	10,384	2,396	30.0%

	パターン	想定口径 (m m)	想定水量 (m³)	現行 (円)	改定案 (円)	増加額 (円)	改定率 (%)
	一般（単身世帯）	20	15	3,181	4,136	955	30.0%
	一般（2人世帯）	20	30	4,941	6,424	1,483	30.0%
	一般（3人世帯）	20	40	6,294	8,184	1,890	30.0%
	一般（4人世帯）	20	46	7,106	9,240	2,134	30.0%
	一般（5人世帯）	20	54	8,188	10,648	2,460	30.0%

	パターン	想定口径 (m m)	想定水量 (m³)	現行 (円)	改定案 (円)	増加額 (円)	改定率 (%)
	一般（事業者）	25	60	9,264	12,056	2,792	30.1%
	一般（事業者）	30	104	15,413	20,042	4,629	30.0%
	一般（事業者）	40	220	31,416	40,876	9,460	30.1%
	一般（事業者）	50	700	98,804	128,524	29,720	30.1%
	一般（事業者）	75	3,200	438,482	570,372	131,890	30.1%

※想定水量は平均的な水量（2か月使用）としています。

■新料金と収支状況（抜粋）

項目名	令和5年度 （決算）	令和9年度 （推計、改定前）	令和9年度 （推計、改定後）
給水収益	94,052,011円	90,293,610円	117,381,693円
事業収益	214,072,419円	181,117,364円	208,205,447円
事業費用	204,798,267円	167,144,751円	167,144,751円
収支差額	9,274,152円	13,972,613円	41,060,696円
年間総有収水量	618,995m ³	594,259m ³	594,259m ³
長期前受金戻入	47,138,962円	50,806,170円	50,806,170円
供給単価	151.94円	151.94円	197.53円
給水原価	254.70円	195.77円	195.77円
料金回収率	59.66%	77.61%	100.90%

※ 第4回審議会 配布資料⑧-3-3-①「令和9年度から1.3倍パターン」および⑧-3-3-⑧「改定なしパターン」より抜粋（税抜）

※ 供給単価＝水1m³の収益（売上）。 算式＝給水収益/年間総有収水量
給水原価＝水1m³を作るための費用。 算式＝（事業費用-長期前受金戻入）/年間総有収水量
料金回収率＝供給単価/給水原価×100。 100%より低い時は収益より費用が多い。

附帯意見への対応

■附帯意見「（1）国や県への財政支援要望の強化」への対応は？

⇒国や県、水道協会といった関係機関を通じての要望をしていきます。

■附帯意見「（2）町の支援の強化」への対応は？

⇒町から水道事業へは毎年多額の基準外の繰入金に対応いただいておりますが、引き続き資金だけでなく体制的な面も含めて町へ働きかけていきます。

■附帯意見「（3）周知の徹底」への対応は？

⇒改定時期まで十分な期間をとり、全契約者へ通知するなどして周知を図っていきます。

■附帯意見「（4）料金の検証・見直し」への対応は？

⇒経営戦略では5年に1度は見直しすることとしています。今回の改定をした場合でも、その次は令和14年度頃を目途に施設の更新に向けた改定をしていく方針です。

その際は管路の老朽化対策の状況の検証も一緒に行う方針です。

■ 水道の今後

■ 他の地区の管路の更新は？

⇒ 審議会では六日市・蔵木地区以降は七日市地区（朝倉・七日市浄水系）を進めていく方向と事務局より示させて頂いています。

■ 浄水場など施設の更新は？

⇒ 審議会では令和14年度頃より六日市浄水場から更新に着手する見込みと事務局より示させて頂いています。建替えか耐震化長寿命化などの具体的な内容は今後検討していきます。

■ 料金改定は今回限りか？

⇒ 今回の改定がされた場合でも、今後も改定が必要です。浄水場などの施設の更新には多額の費用が見込まれるため、それに合わせる見込みと改定が必要になる見込みです。5年に1度は料金を見直しをする改定としており、令和14年度に改定をする必要があると考えています。

■ 審議会 資料と議事録

■ 審議会で配布した資料・議事録は全て町ホームページに掲載しています。

■ 議事録には全ての発言が記載されております。

■ ホームページでの場所は次のとおりです。

トップ > 暮らし > 生活環境・衛生 > 上水道 > 水道料金審議会

URL＝

<https://www.town.yoshika.lg.jp/kurashi/seikatsu/kanisuido/shingikai.html>

